

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」の利用を希望する方へ

日本学生支援機構第一種奨学金の受給資格を満たす方は、大学院入学後に所定の手続きを行うことで「授業料後払い制度」の適用を受けられる場合があります。本制度の利用を希望する方は、入学手続前に授業料納付猶予の申請手続きをすることで、入学手続時における授業料が納付猶予の対象となります。本制度の利用および納付猶予の希望者は、以下の内容を確認の上、手続きを行ってください。なお、本制度は今後内容が変更になる場合があります。

〔1〕 授業料後払い制度の概要

- ・ 大学院修士課程の進学者を対象として、国が在学中の授業料を立て替え、修了後の所得に応じて返還していく制度です。（「特に優れた業績による返還免除制度」利用可）
- ・ 後払いできる授業料の上限額（授業料支援金）は、年間最大776,000円です。上限額を超える場合は自己負担となります。
- ・ 授業料の支援は、原則として本人に代わって日本学生支援機構から大学に支払われます。
- ・ 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子の貸与奨学金）の一形態のため、第一種奨学金を併用することはできません。
- ・ 本制度と併せて「生活費奨学金」として月額2万円又は4万円の貸与（無利子）を受けることが可能です。
- ・ 保証料の支払い（機関保証への加入）が必須です。

〔2〕 対象者について

次の①～③のすべてに該当する者。

- ① 大学院修士課程に進学する者
- ② 日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の申請資格^{*1}、家計基準^{*2}及び学力基準^{*3}を満たす者
- ③ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※1 <申請資格>

在留資格が「留学」の方は、申し込むことができません。

外国籍の方については、在留資格が、法定特別永住者・永住者・定住者（将来永住する意思のある者のみ）・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等が対象となります。「家族滞在」については、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

※2 <家計基準>

日本学生支援機構公式ホームページの『大学院で受ける第一種奨学金の家計基準（在学採用）』を確認してください。

※3 <学力基準>

日本学生支援機構公式ホームページの『進学後（在学採用）の第一種奨学金の学力基準』を確認してください。

〔3〕「授業料後払い制度」申請手続きの流れ

1・授業料納付猶予の申請手続(「授業料後払い制度申請に係る誓約書」の提出)

前項〔2〕に該当し、入学手続金に含まれる春学期授業料の支払猶予を希望する方は、授業料後払い制度申請に係る誓約書(様式14)を提出してください。

※出願期間内に提出されない場合は、授業料の支払猶予はできません。

2・入学手続(入学手続金納入)

大学院入試の結果、合格した方については、合格通知書および入学手続金振込依頼書を送付します。猶予の対象となる授業料を差し引いた振込依頼書を送付しますので、入学を希望する方は期日までに振り込んでください。

3・「授業料後払い制度」の申請

入学後、指定された期間内に「授業料後払い制度」の申請をしてください。手続きの詳細については、別途ご案内します。

なお、申請の結果、不採用となった場合は別途指定する期日に授業料を全額納入していただきます。